

MINERA CHANG JIANG S.A.

鉱業権資産 RWA ホワイトペーパー

実世界資産（RWA）としての鉱業権益のトークン化

CGT-50

目次

免責事項	3
1 エグゼクティブサマリー	4
2 発行者概要：MINERA CHANG JIANG S.A.	4
3 裏付け資産：3345銅金鉱区	6
4 チリの投資環境と法的保護	8
5 法的・コンプライアンス体制	8
6 トークンエコノミクス	10
7 Binance上場戦略	11
8 技術とセキュリティ	12
9 リスク開示	12
10 ロードマップ	13

免責事項

本ホワイトペーパーは情報提供のみを目的とし、いかなる法域においても証券の募集または投資助言を構成しません。本プロジェクトのトークンは適格投資家およびプロ投資家を対象とし、米国、中国、制裁対象法域の居住者には販売しません。記載内容を法律、税務または投資に関する助言と解釈してはなりません。投資を検討する方は、自身の状況について独立した専門家に相談してください。

本プロジェクトは、ドバイ仮想資産規制庁（VARA）が2026年4月に公表した「仮想資産発行ガイドンス」に準拠します。トークンの発行・取引について、VARAの枠組みの下で適法な経路を模索しています。中国本土の資産・主体は関与せず、鉱業権資産はすべてチリに所在し、発行体制はドバイに置かれます。

1 エグゼクティブサマリー

1.1 プロジェクト概要

CGT-50は、チリのMINERA CHANG JIANG S.A.（長江鉱業株式会社）が保有する3345銅金鉱区の鉱業権益50%を裏付けとする、実世界資産（RWA）のトークン化プロジェクトです。ドバイに法令に適合する体制を設け、チリ銅鉱山の収益権をBinance等の適法なデジタル資産プラットフォームで取引可能なトークンに転換し、世界の投資家に一流の銅鉱山資産へ直接投資するデジタル経路を提供します。

1.2 主要要素

項目	内容
裏付け資産	MINERA CHANG JIANG S.A.が保有する3345銅金鉱区の鉱業権益57%
資産所在地	チリ共和国第IV州コキンボ州
発行地	ドバイ（VARAの監督下）
取引プラットフォーム	Binance（段階的上場：Alpha→デリバティブ→現物）
資産の種類	RWA直接所有権トークン（Direct-Ownership ARVA）
対象投資家	機関投資家および適格なプロ投資家

1.3 戦略的価値

- 銅の戦略的重要性：チリは世界の銅埋蔵量の19%を保有し、世界生産量の24%を占める最大の銅生産国です。銅はエネルギー転換の中核金属であり、長期需要は強固です。
- 優れた資源：3345鉱区の銅鉱石資源量は6,876.5万t、銅金属量は58.3万tで、大規模銅鉱床に該当します。平均銅品位0.848%は世界の斑岩型銅鉱床の平均（約0.4-0.6%）を大きく上回り、銀640.9t、金12.38tを伴います。
- 規制適合の先進性：VARAは2026年4月、世界初の包括的なRWAトークン化発行ガイダンスを公表しました。本プロジェクトは明確な枠組みの恩恵を十分に受けます。
- 確かな資産裏付け：トークンは裏付け鉱業権の直接所有権益を表し、追加準備資産を必要としません。純粋に投機的な暗号資産とは異なります。

2 発行者概要：MINERA CHANG JIANG S.A.

2.1 会社基本情報

MINERA CHANG JIANG S.A.（チリ長江鉱業株式会社）は2012年5月11日、チリ共和国において適法に設立された、チリ法に基づく株式会社（Sociedad Anónima、S.A.）です。

項目	内容
正式名称	MINERA CHANG JIANG S.A.
略称	MINERA CJ S.A.
会社形態	株式会社（S.A.）
設立日	2012年5月11日
公証人	Juan Ricardo San Martín Urrejola（サンティアゴ第43公証役場）
登録住所	コキンボ市、Villa Peñuela, Pasaje Tulio Valenzuela 395
存続期間	無期限

2.2 株主構成

共富系统有限公司（Gongfu Systems Limited）が株式の100%を保有します。

2.3 コーポレートガバナンス

チリの株式会社（S.A.）に関する法定要件に従い、株主総会、取締役会、経営陣などの統治階層を設けています。

2.4 事業範囲

定款に基づく事業目的は、鉱業と関連分野のバリューチェーン全体を対象とし、主に以下を含みます。

事業分野	内容
鉱業投資	チリおよび海外での鉱業権、固定・流動資産、有形・無形資産への投資と運用
鉱業権開発	鉱業権事業の取得、実施、管理、参画。採掘、探鉱、開発、賃貸、請負を含む
機械・設備	鉱業開発用の機械、資産、サービスの売買、賃貸、商取引
国際貿易	鉱物資源の売買・輸出入、各種商品・製品の国際貿易、流通、小売、卸売
代理業務	輸出入貿易の代理業務
契約管理	会社目的の実現に必要な各種契約の締結と履行

3 裏付け資産：3345銅金鉱区

3.1 所在地

3345銅金鉱区は会社の中核資産です。チリ第IV州コキンボ州北部と第III州アタカマ州の境界付近に位置し、行政上はエルキ県ラ・イゲラ市に属します。

交通条件

項目	内容
幹線道路	チリ国道5号（パンアメリカンハイウェイ）の東40-50km
幹線からのアクセス	舗装路12km、その後は砂利道。全般に交通は比較的便利
バジェナルまで	約120km（第III州ウアスコ県の県都）
ラ・セレナまで	約170km（第IV州の州都）

両都市は物資調達、従業員の交代休暇、技術支援の拠点となり得ます。

鉱床生成帯内の位置

鉱区はチリ海岸山脈のIOCG（酸化鉄・銅・金）鉱床生成帯にあり、Teck-Newmont連合が操業するRelincho、Fortunaの大規模鉱床からわずか16kmです。同連合は銅埋蔵量約166億ポンド、金約890万オンスを保有し、本鉱区が生産力の高い世界級の鉱床生成中核地域に位置することを示します。

3.2 鉱業権の構成

鉱区は南北に隣接する二つの鉱業権からなり、総面積20.75km²（2,075ha）です。すべて採掘権であり、法的には採掘段階への移行が認められています。

区分	面積	区画数	権利の種類
北部鉱業権	14.75 km ²	8	採掘権
南部鉱業権	6.00 km ²	5	採掘権
合計	20.75 km ²	13	採掘権

鉱業権は走向方向に15km以上延び、二つの鉱化帯を含みます。資源は全方向で境界未確定であり、大きな資源拡大余地があります。

3.3 資源特性

3345鉱区は銅・金・銀を共存・随伴する多金属鉱床です。主な鉱石は銅酸化鉱と硫化鉱で、資源規模は大規模銅鉱床の基準に達します。

資源概要（探査済みの三つの採掘権の資源量）

指標	数値	備考
銅鉱石資源量	6,876.5万t	
銅金属量	58.3万t	大規模銅鉱床（>50万t）
平均銅品位	0.848%	世界の斑岩型銅鉱床平均（約0.4-0.6%）を上回る
銀金属量	640.9t（約2,060万オンス）	高い随伴価値
平均銀品位	9.32 g/t	
金金属量	12.38t（約39.8万オンス）	随伴回収価値
平均金品位	0.18 g/t	

品位の優位性と顕著な鉱化区間

- 平均銅品位0.848%は、予定するヒープリーチングにとって良好な経済範囲です。一般的な基準は0.3-0.5%以上です。
- 過去の探査で、深度43mから連続69m、銅1.37%（うち24mが銅2.15%）、さらに4mで銅17.37%、2mで銅7%超などの高品位区間を確認しました。
- 随伴金・銀は銅の現金生産コストを効果的に低減し、プロジェクト全体の経済性を改善できます。

3.4 開発計画

露天採掘と低コストのヒープリーチングを組み合わせる計画です。

- 露天採掘は鉱体の賦存条件に適し、剥土比も経済的に合理的です。
- ヒープリーチングは銅酸化鉱を処理する成熟した低コスト技術です。
- 平均銅品位0.848%と随伴金銀の回収価値から、良好な経済効果が期待されます。

3.5 探査・資源拡大の見通し

- 面積20.75km²、走向延長15km超で、資源の境界は全方向で未確定です。拡大余地は大きいとされます。
- ボーリング計画の進展により、資源をJORCまたはNI 43-101国際基準へ引き上げ、信頼度とプロジェクト価値を高めます。

4 チリの投資環境と法的保護

4.1 鉱業規制の枠組み

チリは中南米で最も安定した鉱業投資の法的環境を持ちます。会社はチリで適法に設立された株式会社として、国内投資家と同等の法的保護・待遇を受けます。主要機関は以下のとおりです。

- ・チリ中央銀行：外国為替管理、利益送金と資本還流の権利保護。
- ・ 金融市場委員会（CMF）：証券・金融市場を監督し、RWAトークン化の規制枠組みを積極的に検討。
- ・ SERNAGEOMIN（チリ国家地質鉱業局）：採掘特許権の登録・検証。

4.2 鉱業権制度

チリ政治憲法は鉱物の原始的な国家所有権を定める一方、探鉱・採掘特許権を憲法上保護します。鉱業特許権組織法（法律第18,097号）と鉱業法典（法律第18,248号）が付与、登録、保護をさらに規定します。

主要な特徴は以下のとおりです。

- ・憲法上の保護：権利者の権利を憲法で保障。
- ・譲渡可能性：適法に譲渡可能。
- ・外国人保有：外国投資家による100%保有が可能。

4.3 外国投資の法的枠組み

チリ外国投資法（第20,848号、2016年施行）は以下を保障します。

- ・ 定義：国外からチリへ500万米ドル以上を投資する、またはチリ会社の10%以上の支配持分を取得する行為。
- ・ 権利：正式な外国為替市場を通じた資本と税引後純利益の国外送金。
- ・ 非差別：外国投資家と国内投資家への同等の法的待遇。
- ・ 税制安定：5,000万米ドル超の鉱業・工業等の投資案件は25年間の税制安定契約を申請可能。

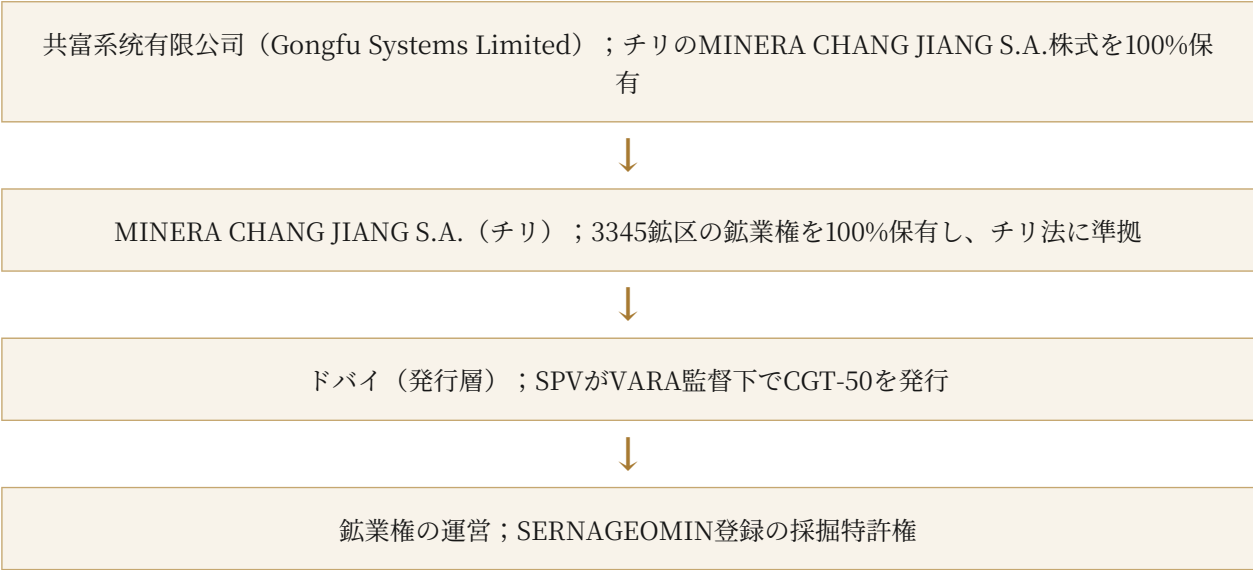
5 法的・コンプライアンス体制

5.1 基本原則

1. 中国本土の関与なし：中国本土の資産、主体、投資家を含まず、法的関係と裏付け資産はすべて本土外に所在。
2. VARA準拠優先：2026年4月公表の仮想資産発行ガイダンスを厳守。
3. 投資家の参加条件：機関投資家および適格なプロ投資家を対象。

5.2 法的構造の設計

ドバイSPVとチリの事業会社からなる二層構造を採用します。



5.3 ドバイVARAへの準拠

VARAは2026年4月9日、RWAトークンを明示的に規定する仮想資産発行ガイドンスを公表しました。本プロジェクトは以下に完全準拠します。

(1) 分類：直接所有権ARVA

VARAは資産参照型仮想資産（ARVA）を二つに分類します。

種類	準備資産要件	本プロジェクト
安定価値ARVA（ステーブルコイン等）	準備資産保有が必要	非該当
直接所有権ARVA（裏付け資産の所有権を表す）	追加準備資産プールは不要	該当

本プロジェクトのCOBRE-57トークンは銅鉱山収益権の直接所有権を表します。追加準備資産プールを必要とせず、運用の複雑さとコストを大幅に低減します。

(2) ホワイトペーパーの公開

VARAは発行者サイトでの無条件・無料公開を義務付け、登録、課金、その他のアクセス障壁を禁止します。本書は公式サイトで公開します。

(3) 段階別リスク開示

リスクを重要度順に開示し、一般的なテンプレート形式の免責文を使用してはなりません。

(4) ARVA法律意見書の五項目

独立した開業弁護士による意見書に以下を含めます。

1. トークン分類分析。
2. 保有者権利の法的執行可能性。
3. 規制上の地位確認（VARAとUAE証券商品庁（SCA）の重複評価を含む）。
4. 請求権の法的完成。
5. 準備資産の規制適合性（該当する場合）。

(5) SCAとの重複規制リスク

VARAは、裏付けRWAが債券、株式、ファンド持分等の金融商品に該当する場合、SCAの規制も受け得ると初めて明示しました。本トークンが該当するかは、構造設計段階で法律顧問が明確に評価する必要があります。

5.4 チリでの法令順守事項

以下の手続を完了する必要があります。

1. 鉱業権登録確認：SERNAGEOMIN登録の有効性と採掘特許権の憲法上の保護を確認。
2. 外国投資登録：InvestChileの外国投資家証明書を取得し、中央銀行で外国為替登録を完了。
3. 環境影響評価：EIA許認可をすべて整備。

6 トークンエコノミクス

6.1 トークン設計

項目	内容
名称	Copper and Gold Token-50、略称CGT-50
種類	RWA直接所有権トークン（Direct-Ownership ARVA）
総供給量	CGT-50を5億枚
裏付け資産割合	1枚につき3345鉱区の収益権50%の5億分の1を裏付けとする
発行方法	私募＋Binance段階的上場
発行価格	1枚1米ドル

6.2 価値の源泉

保有者は以下の権利を享受します。

- ・収益分配：保有割合に応じて銅鉱山の純営業収益を分配。
- ・情報開示：監査済み埋蔵量報告、生産データ、財務報告を定期受領。
- ・取引：公開市場で取引プレミアムを得る機会。

6.3 配分計画

対象	割合	ロックアップ	用途
資産提供者（鉱業権者）	50%	12か月で線形解除	鉱業権益を出資
機関投資家（私募）	35%	6か月で線形解除	初期開発資金
チーム・顧問	5%	24か月で線形解除	チームへの報酬
コミュニティ・エコシステム	10%	なし	流動性供給・市場形成

7 Binance上場戦略

7.1 段階的上場

Binance規則およびVARA要件に基づき、以下を採用します。

第1段階：Binance Alpha選定（上場前プール）

- ・非流通プロジェクトとしてTGE（トークン生成イベント）段階でAlpha選定を申請。
- ・要件：基礎的状況、トークン経済、技術監査、チームの経歴確認。

第2段階：Binanceデリバティブ上場

- ・Alphaで安定した実績を得た後に申請。
- ・要件：Alphaの高取引量、価格安定、VARA準拠。

第3段階：Binance現物上場

- ・デリバティブ取引が基準を満たした後に申請。
- ・要件：継続的な高取引量、価格安定、VARA・Binanceの規制要件順守。

7.2 RWA分野の優位性

BinanceはRWAを優先的に重視し、RWAと結び付く案件は上場可能性を大きく高めます。審査では実際の製品用途、利用者指標、事業・収益モデル、トークン経済、法令順守、規制審査等を重視します。

8 技術とセキュリティ

8.1 ブロックチェーン構成

- ・発行チェーン：BNB Chain。
- ・クロスチェーン：Binanceエコシステムのマルチチェーン相互運用に対応。
- ・スマートコントラクト：自動収益分配、発行・焼却、保有者投票。

8.2 セキュリティ

1. スマートコントラクト監査：開始前に少なくとも二つの独立監査機関による全面監査。
2. カストディ：独立管理者が鉱業権益を保管し、トークンと資産の1:1裏付けを確保。
3. マルチシグ：プロジェクト資金・収益分配を複数署名で管理。

9 リスク開示

9.1 高リスク（投資全額を失う可能性）

- ・銅価格急落：キャッシュフローとトークン価値へ直接影響。
- ・操業中断：技術故障、安全事故、自然災害等による生産停止。
- ・チリ鉱業政策の重大な不利変更：大幅増税、鉱業権収用等。

9.2 中リスク

- ・VARA要件変更：変化する枠組みの新解釈により対応負担が増える可能性。
- ・SCA二重規制：金融商品に分類される場合、追加要件が発生する可能性。
- ・Binance上場廃止：取引量不足、法令順守の問題による可能性。

9.3 比較的低いリスク

- ・暗号資産市場全体の変動：短期流動性への影響。
- ・地政学：国境を越える資金移動への影響。

10 ロードマップ

段階	時期	主要目標
1：準備	2026年Q3	鉱業権の法的調査完了、VARA意見書準備
2：規制対応	2026年Q4	VARA発行申請、スマートコントラクト監査、Binance Alpha申請完了
3：発行	2027年Q1	私募発行、Binance Alpha開始
4：拡大	2027年Q2	Binanceデリバティブ上場、機関投資家層の拡大
5：成熟	2027年Q3	Binance現物上場、鉱業権収益分配開始

本書は進捗に応じて更新されます。最新版は公式サイトの開示を参照してください。